

大阪府規則第二十七号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成二十五年大阪府規則第二十五号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 条例第四十七条第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員によるが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 特別養護老人ホーム 栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>四 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>五 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護(指定地城密着型サービス基準)といふ。)の事業を行なう事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地城密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいふ。)の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談</p>	<p>(地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 条例第四十七条第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三 介護医療院 栄養士又は調理師、事務員その他の従業者</p> <p>四 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士</p> <p>五 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護(指定地城密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいふ。)の事業を行なう事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談</p>

員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6—8 (略)

員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6—8 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。